（別表２）　　不　利　益　処　分　に　係　る　処　分　基　準

（平成２４年１０月１日作成）

法　令　名	文化財保護法
根 拠 条 項	第１８４条第１項第３号
処分の概要	重要文化財の公開停止、中止命令（法第５１条第５項準用）
法令の定め	（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務） 第１８４条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。 三　第５１条第５項（第５１条の２（第８５条で準用する場合を含む。）、第８４条第２項及び第８５条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令 （所有者等による公開） 第５１条　文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、３箇月以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。 ２　文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、３箇月以内の期間を限って、その公開を命ずることができる。 ３　前項の場合には、第４８条第４項の規定を準用する。 ４　文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前３項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。 ５　重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
処 分 基 準	公開が指定物件の保存に影響を与えると認められること。
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ （電話番号：０１１－２３１－４１１１　内線３５－６２０）
問い合わせ先	同上
備　　考	公表アドレス：http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bns/gyouseitetsuzuki1.htm